

# 新聞折込広告基準

以下の各条項に該当する折込広告は取り扱うことが出来ません。

- 責任の所在、および内容が不明確な広告や虚偽、または誤認される恐れがある広告
  - 虚偽の広告、「日本一」「世界一」等の最高・最大級の表現、「確実に儲かる」「絶対にやせる」等の断定的表現を何の裏付けもなく使用した広告
  - 市価よりも高い価格を市価とするなどの不当な「二重価格表示広告」、商品が準備されていないのに掲載するなどの「おとり広告」
- 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- 公序良俗を乱す表現の広告
  - 露骨な性表現、あるいは暴力や犯罪を肯定、礼賛する広告
  - 麻薬・覚せい剤の使用を賛美したり、その他残虐な表現のある広告
- 不動産広告で「宅地建物取引業法」などの関係法規、不動産公正取引協議会の「不動産の表示に関する公正競争規約」に反した広告
- 求人広告
  - 「労働基準法」「職業安定法」は、求人にあたって労働条件を明示しなければならないとしており、雇用主の名称・所在地・連絡先、企業の業種と職種等必要な事項が表示されていない広告
  - 「男女雇用機会均等法」により例外を除き、男女による差別を禁じる規定に反するもの
  - 高齢者の雇用促進を図ることを目的とした「雇用対策法」の趣旨に反するもの
  - 履歴書用紙付求人広告で履歴書に本籍地、家族関係、宗教・支持政党等差別につながる可能性のある項目のあるもの
  - 求人広告に見せかけて講習料をとったり、物品・書籍等売りつけたりするのが目的である広告
- 広告表現中において名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損・業務妨害となるおそれがあるもの
- 選挙運動ピラ等
  - 選挙運動のための広告で「公職選挙法」の要件を備えていないもの
  - 事前運動とみなされるおそれのある広告
- 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、および返品条件などが不明確のもの
- 通信教育、講習会、塾、または学校類似の名称をもちいたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- 弁護士および外国特別会員の業務広告で日本弁護士連合会の「弁護士の業務広告に

関する規定」「外国特別会員の業務広告に関する規定」により定められた範囲外の広告

- 医療関係、医薬品、健康食品、エステティック等の広告
  - 医薬・歯科医薬・病院・診療所・助産所などの広告で医療法に定められた事項以外の表現のある広告。あんま業・マッサージ業、柔道整復業などについても関連法規に定められた事項以外の表現のある広告
  - 医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具・特定疾病用の医薬品・承認前の医薬品等の広告で「医薬品法等適正広告基準」の範囲外の広告
  - 健康食品の広告で医薬品的な効能・効果が表示してあるもの
  - 美顔・そう身等エステ関連広告で「特定商取引法」による誇大広告にあたるもの。また「日本エステティック業界における事業活動の適正化に関する自主基準」で広告表示に関する禁止事項が表示してあるもの
- 金券、懸賞応募、抽選券、福引券、招待券などを広告中に刷込み、または貼り付けたもの
- 金融、貸金業に関するものは、次の条件に合致しないもの、または記載のないもの
  - 福島県、都道府県の庶民金融業協会会員であり、会員番号が明記されていること
  - 貸金業会内の広告審査を得ており、承認番号が明記されていること
  - 貸付種類毎の限度額、および最高貸付利率（実質年率）、返済の方式、返済期間、および返済回数が明記されていること
  - 担保が必要な場合はその事項が明記してあること
  - 貸付審査に必要な資料の表示があること
  - その他、誇大広告、実質年率以外の表示のないこと、過剰貸付を招く表示、無条件、無審査で借入れ可能と誤解と招く表示、借入れ意欲をそそるような表示のないこと
- その他、当社が内容的にふさわしくないと判断したもの